教育規程 施行細則 (救急章課目) の改正

日本赤十字社の救急員養成講習の内容に基づき、一部履修できる細目を追加する。

第7章 教育の方法

施行細則 7-63-1

技能章課目(3. 救急章)

令和4(2022)年5月15日教育推進本部会合承認 5月27日臨時理事会報告 同日施行

教育規程 施行細則 改正

令和3年 版頁数	条文番号	現行					条文番号	改正案					
126 ~	技能章課目	3. 救急章					技能章課目	3. 救急章					
127 ~	7 - 63 - 1	(1) ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準じる救急法講習会を修					7 - 63 - 1	(1) ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準じる救急法講習会を修					
ージ		了する。						了する。 ただし、次の講習会の場合では、ボーイスカウト救急法講習会の一音 目を履修することができる。これらの講習会で履修できなかった細目に いては、別途考査を受け、合格すること。					
		ただし、次の講習会の場合では、ボーイスカウト救急法講習会の一部細目を履修することができる。これらの講習会で履修できなかった細目については、別途考査を受け、合格すること。											
		日本赤十字社			消防署			日本赤十		十字社	上 消防署		
		ボーイスカウト	救急法	救急員	普通救命	上級救命		ボーイスカウト	救 急 法	救急員	普通救命	上級救命	
		救急法講習会細目	講習	養成講習	講 習	講習		救急法講習会細目	講習	養成講習	講 習	講習	
		1. 救急法の基本	(2) (3)	(2) (3)	(2) (3)	(2) (3)		1. 救急法の基本	(2) (3)	(2) (3)	(2) (3)	(2) (3)	
		2. 心肺蘇生法	0	0	0	0		2. 心肺蘇生法	0	0	0	0	
		3. AED	(1) (2)	(1) (2)	(1) (2)	(1) (2)		3. AED	(1) (2)	(1) (2)	(1) (2)	(1) (2)	
		4. 止血法		(1)		0		4. 止血法		(1)		0	
		5. ショック		0				5. ショック		0			
		6. 食中毒						6. 食中毒		0			食中毒を追加
		7. 一酸化炭素中毒		0				7. 一酸化炭素中毒		0			
		8. 熱中症						8. 熱中症		0			熱中症を追加
		9. 頭部外傷		0				9. 頭部外傷		0			
		10. 骨折、捻挫		0		0		10. 骨折、捻挫		0		0	
		11. きず等		(2)ア〜オ		(2)ウ		11. きず等		(2)ア~オ		(2)ウ	
		12. 動・植物による被害		(2) (3) (5)				12. 動・植物による被害		(2) (3) (5)			
		13. 搬送法		0		0		13. 搬送法		0		0	
		14. 救急養成	0	0	0	0		14. 救急養成	0	0	0	0	
		※○はボーイスカウト救急						※○はボーイスカウト救急法講習会の細目のすべてを履修したものとし、数で示すものはボーイスカウト救急法講習会の該当番号の細目のみを履修					
		で示すものはボーイスカ みなす。	カウト救急法 	講習会の該当	当番号の細目	のみを履修と		で示すものはボーイステ みなす。	カウト救急法	講習会の該論	当番号の細目	のみを履修と	